

# 雲仙市企業立地推進方針

平成30年4月改訂



## はじめに

雲仙市は、長崎県の南東部、島原半島の北西部に位置し、北に有明海、西に橘湾と2つの海に面しており、島原半島の陸の玄関口として、また、多比良港は海の玄関口として、半島の要衝に位置しています。

市内には、国道57号及び251号などの幹線道路を始め、諫早湾干拓堤防道路や地域高規格道路「島原道路」の整備により、県内外の主要都市との移動時間の短縮が図られつつあります。

本市は、県内有数の農業地帯であり、市内の約3割を占める農地では、北海道に次ぐ全国第2位の収穫量を誇る本県ジャガイモの半分近くを生産しているほか、イチゴなどの施設園芸が盛んです。

また、畜産も大変盛んで、肉用牛、乳用牛、豚などが多く飼育されており、半島沿岸の有明海や橘湾は、豊富な魚介類に恵まれていることから、これらの豊富な農林水産資源を活かした産業の振興、企業の立地が求められます。

一方、本市においては、大都市から遠く、さらに半島地域であり、高速交通網などの未発達という条件不利地であるため、企業立地が進まない状況であります。また、平成27年度に実施した「雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に関する市民アンケート調査においては、企業誘致については、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低くなっており、市民の期待に応えられていないのが現状です。

このような状況の中、本市が企業立地の成果を上げるためには、どのような産業を推進していくのか、そのためにどのような優遇策を講じるかなど、企業立地に関する本市独自の施策を打ち出すことが必要となっています。

このようなことから、本市の自然環境、人材、産業などの潜在力を発揮して、市内経済の活性化と定住の促進を図ることを目的に、本市の企業立地の方向性を示すために平成25年度に策定した「雲仙市企業立地推進方針」を改訂し、改めて今後5年間の方針を定めました。

平成30年4月

雲仙市長 金澤 秀三郎

# 目次

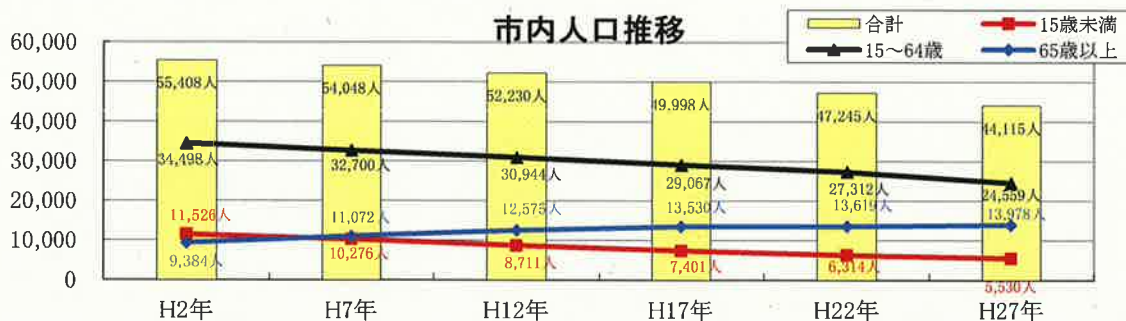
I	目的と背景	.....	1
II	企業立地推進方針		
1	方針の位置づけ	.....	4
2	方針の具体策		
	(1) 地場産業の経営力向上	.....	6
	(2) 誘致の推進	.....	6
	(3) 今後の取り組み	.....	12
	(4) 企業立地に対する優遇制度	.....	13
3	実施期間と目標	.....	14

# I 目的と背景

生産年齢人口の流出や少子化などによる人口減少や、市内総生産額、製造品出荷額が横ばい傾向にある中で、「雲仙市総合計画」に定める地場産業の経営力向上と企業誘致と起業支援を推進し、市内経済の活性化と定住の促進を図るため雲仙市の企業立地の推進に関する方針を定める。

## (1) 人口の推移

近年の本市における人口は、一貫して減少している。特に市外転出の多い進学や就職のタイミングでの若者の転出、若者の減少などによる少子化などが原因となっていると考えられる。老年人口（65歳以上）が増える中、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）が落ち込んでいる。



※合計には年齢不詳も含まれるため、各年齢区分の合計と合わない場合がある。

(出典：国勢調査)

## (2) 市内産業の現況

### ① 市内総生産

平成26年の市内総生産は1,156億25百万円で、リーマンショック前の平成19年と比較すると、61億77百万円(5.6%)増加しており、回復傾向にあるものと思われる。

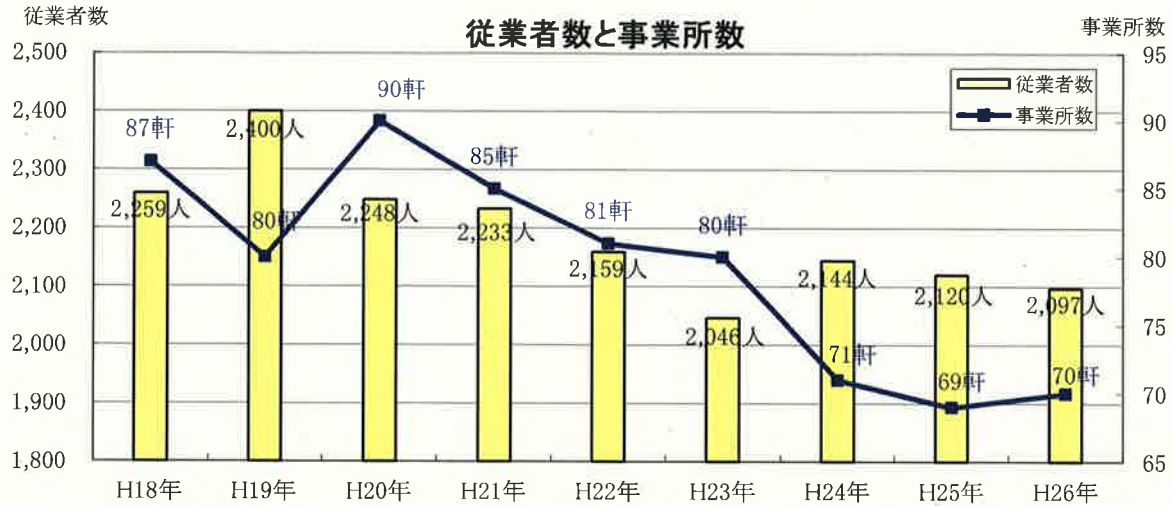


※産業別計数は税等の調整前の計数のため合計は、総生産(太字)とは一致しない。

(出典：長崎県の市町民経済計算)

## ② 製造業

市内製造業は、従業者数、事業所数ともに減少傾向が続いているものの、製造品出荷額は増加傾向に転じており、事業所の大規模化が見られる。



(出典: 工業統計調査)

### (3) 本市への企業立地の現況

平成17年10月に雲仙市が発足してから平成29年3月までに、11件の企業が雲仙市の指定を受け、うち9件の企業が操業中(一部操業を含む)であり、平成29年3月末現在、雇用されている従業員は523人で、うち市内在住者は292人となっている。

	件数	従業員数	うち市内在住者	投資額
平成28年度末現在	9件	523人	292人	約5.7億円

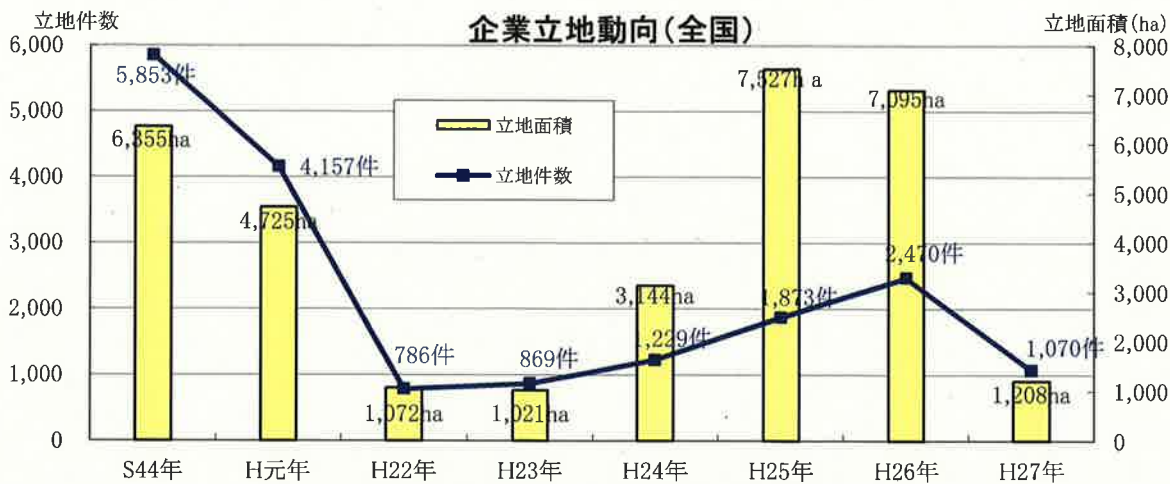
※投資額には予定額を含む。

業種の内訳: 食品製造業 3件、機械製造業 1件、金属製品製造業 1件、宿泊業 3件  
自動車部品製造業 1件 (計9件)

### (4) 国内企業の立地動向

国内企業の立地動向の推移は、昭和44年(いざなぎ景気)を境として、平成元年(バブル景気)以降、長引く景気低迷や円高の影響等により、低迷を続けてきた。平成24年以降、急速に増加へ転じたが、平成27年には一段落した感がある。

また、九州北部への立地は、東日本大震災後のリスク分散化の動きも影響し、平成23年から急速に増加に転じたものの、平成27年には全国と同じように落ち込んでいる。



**企業立地動向(九州北部4県・長崎県)**



※九州北部4県＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県 (出典：工場立地動向調査)

### (5) 国の動向

平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「地域経済好循環システムの構築」が掲げられており、中小企業、観光・飲食・小売等のサービス事業者、農業者などが付加価値・生産性を高めることを後押しすること、地域の特性を活かした成長産業や良質な雇用が生まれるなど、地域経済の好循環を実現すること、2020年までに、黒字の中小企業・小規模事業者が140万社に倍増すること、サービス産業の労働生産性の伸び率が倍(2%)となるなど、個々の事業者の付加価値・生産性向上と地域経済の好循環を両輪で進展させることなどを目指す姿としている。

### (6) 長崎県の動向

平成28年3月に長崎県が策定した「ながさき産業振興プラン」において、製造業及びサービス産業を中心に、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき施策体系が示されており、その基本方針・施策の柱に「働く場を創る・改善する」などが掲げられ、県内企業と親和性の高い企業やオフィス系企業等の誘致等により、雇用の場を創出するとともに産業の集積化を図ることが望ましいとして、次の数値目標が掲げられている。

- 新規分譲工業団地数 5箇所(新規→H32年)
- オフィスの整備面積 2,000坪(新規→H32年度)
- 誘致企業による雇用計画数 2,700人(H26年度～32年度)

## II 企業立地推進方針

本市を取り巻く状況と国や県の動向を踏まえ、地場産業の経営力向上と企業誘致と起業支援による産業の振興と雇用の創出を推進し、その効果が大きい製造業を中心とした、地域資源を活かした産業の立地を推進する。

### 1 方針の位置づけ

方針を推進するため、国・県・市の基本的な考え方にに基づき策定する。

#### (1) 国：「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」（H29.7 施行）＝企業立地促進法の改正

##### ●法律のポイント

- ・ 地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援する。
- ・ 製造業のみならずサービス業等の非製造業を含む、幅広い事業を対象とした支援措置を講じる。
- ・ 当面、3年間で2,000社程度の支援を目指す。
- ・ 市町村及び都道府県が基本計画を作成し、国が同意する。
- ・ 事業者等が地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県が承認する。
- ・ 国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援する。

##### ●地域経済牽引事業計画作成事業者等への支援措置

- ① 予算による支援措置（地域中核企業・中小企業等連携支援事業など）
- ② 税制による支援措置（設備投資に対する減税措置など）
- ③ 金融による支援措置（日本政策金融公庫など）
- ④ 情報に関する支援措置（候補企業の発掘等のための情報提供）
- ⑤ 規制の特例措置等（農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮など）

#### (2) 県・市町：地域未来投資促進法に基づく「基本計画」（H29年度～34年度）

##### ●計画のポイント

- 本県の基幹産業である造船関連産業の技術力や豊富な農林水産資源、世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」等の多様で豊富な観光資源、海洋や離島・半島等を活用した環境・エネルギー関連分野、電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積など、地域の特性を活かしながら地域経済を牽引し、波及効果を生み出す事業を、関係市町と一体となって支援し、地域経済の発展を目指す。

##### ●促進区域：県内13市8町（長崎県全域）

##### ●地域の特性及びその活用戦略

- ① 本県の造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 本県のアジ・サバ、ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野
- ③ 本県の世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野



- ④ 本県の造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野
- ⑤ 本県の電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野

●経済的効果の目標

- ・ 1件あたり平均1億円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を80件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で120億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 120億円は、促進区域の全産業付加価値（18,166億円）の約0.7%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

(3) 市：「第2次雲仙市総合計画 前期基本計画」(H29年度～33年度)

基本方針2「産業と交流」

政策2-5「商工業・企業誘致・新産業」

施策3「企業誘致と起業支援」

企業誘致：再生可能エネルギー関連企業や豊かな農水産物を活用した食品関連産業の企業誘致、海の玄関口である多比良港を活かした産業機械関連・物流関連産業の誘致など、本市の強みを活かした企業誘致に強力的に取り組むとともに、企業誘致に必要なインフラ等の整備を進めます。

数値目標 ・企業誘致件数

H26年度 7件 ⇒ H33年度 14件

・誘致企業雇用者数

H26年度 214人 ⇒ H33年度 434人

## 2 方針の具体策

### (1) 地場産業の経営力向上

本市の強みを活かした取り組みや、今後成長が期待される分野への取り組みなどを促進するため、次に重点を置いて地場産業の経営力向上を図る。

#### ① 豊富な農林水産資源を活かした農商工連携・6次産業化の推進

本市の1次産業による豊富な農林水産資源を活かした、新商品・新サービスの開発などを行う農商工連携、生産・加工・流通・販売までを一手に行う6次産業化を推進し、新鮮で高付加価値の商品の開発により、地場産業の育成を図る。

##### 【支援策】

- ・雲仙市産業サポート事業  
農商工連携による新商品開発等への支援

#### ② 創業・経営改革の推進

創業や今後成長が見込まれる分野への取り組みなどを推進し、市場ニーズに対する積極的な展開を図る。

##### 【支援策】

- ・雲仙市産業サポート事業  
創業・経営改革への支援
- ・雲仙市中小企業設備資金利子助成事業  
設備投資への支援
- ・雲仙市商工業活性化推進事業  
創業、新規出店への支援

#### ③ 経営安定化の推進

地場企業の経営基盤の安定化を図るため、経営資金の調達については、信用保証協会の保証制度を活用し、設備資金や運転資金を長期・低利で貸付け、また、事業持続化補助などを実施していく。

また、経営改善や経営力の向上を図るため、商工団体における経営に関する相談事業などの利用を促進する。

##### 【支援策】

- ・雲仙市中小企業振興資金  
設備資金・運転資金の融資
- ・雲仙市商工業活性化推進事業  
事業持続化の支援

### (2) 誘致の推進

#### ① 現状と課題

ア 平成26年度市内総生産は1,156億25百万円（県全体の2.7%）で、うち第1次産業は129億37百万円（同11.6%）、第2次産業は199億51百万円（同2.9%）、第3次産業は815億20百万円（同2.4%）と額では第3次産業が最も多いが、県全体に占める割合では第1次産業が高い割合を占めている。（長崎県の市町民経済計算、※産業別計数は税等の調整前の計数のため合計は、総生産とは一致しない。）

イ 平成26年度市内総生産のうち、1次産業は129億37百万円（県全体の11.6%）で県内1位となっており、その約9割（116億98百万円）を農業が占めている。（長崎県の市町民経済計算）

ウ 本市の製造業が産業全体に占める割合は、平成26年度で8.9%（102億63百万円）と県全体の9.4%と比較して低い割合となっている。（長崎県の市町民経済計算）

エ 本市の製造業における事業所数は、平成26年で70件（県全体の3.9%）、従業員数は2,097人（同3.8%）、製造品出荷額は274億円（同1.8%）と、事業所数などと比較して出荷額の割合が低い。（工業統計調査）

オ 本市の製造業における1事業所当たりの製造品出荷額は、平成26年で3億9,107万円（県平均の44.9%）、付加価値額は1億4,962万円（同69.7%）と事業所の零細性がうかがえる。（平成26年工業統計調査より算出）

カ 「雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に関する市民アンケート調査（平成27年度）において、「企業誘致・起業支援」については、重要度が高いとする割には、満足度が低い位置づけとなっている。

キ 本市の分譲可能な工業団地（公式に分譲している場所）は、吾妻工業団地があるが、平成28年度に1社の企業進出決定に伴い、残っていた分譲地の大部分を売却したのちは、不整形の市有地が一部残っているのみとなっている。企業誘致による産業振興を進めるためには、工業団地の整備も重要となっている。

これらを踏まえ、少子高齢化と人口減少が進む本市にとって、雇用創出や外貨獲得の効果が大きい、製造業を中心とした産業の立地が最も求められる。

また、本市の製造業には、大量生産等に対応できる設備投資力の強化、高付加価値を生み出すための技術開発、今後成長が見込まれる新事業・新産業への参入などが一層期待される。

一方、県内一位の生産額を誇る一次産業においては、収穫や市場価格などに経営が左右されやすいことから、農林水産資源を活かして付加価値を生み出す食品関連産業などの分野への、新鮮で高品質な原材料の供給元となることで、安定的、効率的な経営が見込まれ、市内総生産向上の相乗効果が期待される。

## ② 重点産業

自立的で継続的な産業の成長を実現するためには、本市の持つ特性・強みを活かした産業振興を図るとともに、今後成長が期待される産業分野を選択し、技術革新や新事業・新産業への参入を支援する体制を整え、市外から人材、技術、情報、資本の流入を促進するための企業誘致が必要である。

このようなことから、次に重点を置いて、誘致する産業を設定する。

- ・本市の地域資源を活かした産業分野
- ・今後成長が期待される産業分野
- ・地域未来投資促進法に基づく県・市町基本計画及び雲仙市総合計画に沿った産業分野

【産業名】

ア 豊富な農林水産資源を活かした「**食品関連産業**」

- ・原材料（青果・鮮魚など）の供給地域にとどまらず、付加価値の高い農林水産加工品の開発
- ・低・未利用農林水産資源の有効活用を図る商品の開発
- ・少子高齢化、食の安全・安心などの新たな市場ニーズに応える商品の開発
- ・海外の需要に応える安全で高品質な商品の輸出

イ 地域資源の有効利用と成長が期待される「**産業用機械、エネルギー・環境関連産業**」

- ・未利用温泉水を活用したバイナリー発電、温泉熱を利用したバイオディーゼル燃料製造などの実験事業の産業化
- ・その他自然条件を活かした再生可能エネルギー分野

ウ 島原半島内における地理的優位性を活かした「**物流関連産業**」

- ・島原半島の陸の玄関口（国道57号、251号、地域高規格道路「島原道路」、諫早湾干拓堤防道路）
- ・本県と熊本県を45分で結ぶ海の玄関口（有明フェリー／多比良港）
- ・九州新幹線「西九州ルート」の開業（平成34年暫定開業予定）

【日本標準産業分類上の業種名】

ア **食品関連産業**

- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）

イ **産業用機械、エネルギー・環境関連産業**

- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く）
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（鉄道関連は除く）
- 33 電気業
- 72 専門サービス業
- 74 技術サービス業

ウ **物流関連産業**

- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業

- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業

### ③ 工業団地の整備

市外を見ると、ここ数年の九州北部における企業の立地動向は活発な傾向にあった。企業立地の受け皿となる工業団地については、企業のニーズがあるときに立地可能な用地を提示することが重要であり、製造業においては、塩害や地震による津波の被害から回避するため、内陸地のニーズが高い傾向となっている。（H27年工場立地動向調査：全国1,070件のうち内陸969件[90.6%]、準臨海33件[3.1%]、臨海68件[6.4%]）

工業団地の整備については、一般的には誘致企業の希望に応じて工場用地等を造る方式の「オーダーメイド方式」と、あらかじめ工場用地等を造って企業を誘致する方式の「レディメイド方式」に大別される。

レディメイド方式は速やかに企業施設の建設に取り掛かれるというメリットはある反面、実際に進出する企業のニーズに対し、造成した区画の面積や接続・団地内道路等のインフラが合わなかったり、長年売れなかった場合は、土地を安く売らざるを得ない状況に陥ったりする恐れもある。

一方、オーダーメイド方式は具体的な企業のニーズに合わせての整備ができるため、無駄な投資が生じにくい反面、まずは土地買収・造成・インフラ整備の後、企業施設の建設と時間がかかるのが難点である。

本市としては、企業立地動向や道路等のインフラ整備などの状況を見極めながら、最適な方式を選択していくこととするが、後述の既存候補地や埋立地の状況もあることから、まずはそれらの利活用を検討する。特に埋立地については、広大な更地の状態となっているところもあり、山林や農地等から造成する場合と比較して、造成コストが安く、用地買収等の手順が不要であることなどの有利な面から、有力な候補地として検討する。

#### ア 工業団地の概要

本市における分譲可能な工業団地は、吾妻工業団地があるが、その吾妻工業団地も大部分が分譲済みとなり、あとは狭小・不整形の市有地を残すのみとなっている。

名称	吾妻工業団地	
所在地	吾妻町田之平名	
面積	67,487 m <sup>2</sup>	
利用済み	65,321 m <sup>2</sup>	
利用可能	※1,566 m <sup>2</sup>	
交通アクセス	国道251号近接	
課題・問題点	狭小・不整形の市有地を残すのみ。実際の利用可能面積は約1,566 m <sup>2</sup> 。	
立地企業	三貴工業(株) (株)ききつ青果	
備考	※残りの市有地は2,166 m <sup>2</sup> だが、うち約600 m <sup>2</sup> は防音壁管理用道路用地として分筆予定のため、実質的に分譲できるのは約1,566 m <sup>2</sup> となる。	

## イ 既存候補地の概要

下記の既存候補地は、2つの農工法指定地区とまとまった市有地等を中心とした地帯であるが、いずれも農地や山林等であり、用地取得や造成工事等が必要のため、企業立地までに時間と費用を要する。

また、農工法指定地区については、平成29年7月施行の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）（旧称：農村地域工業等導入法〔農工法〕）の本格的な運用が今後行われる予定である。同法による国の方針では、活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する旨の明記があることや、今後、県の基本計画の策定が予定されていることなどから、農工法指定地区などについて明記している本市の実施計画の再検討も視野に入れながら、別途、対応を検討していくこととする。

名称	瑞穂農工法 指定地区	愛野野井原地区	千々石農工法 指定地区
所在地	瑞穂町古部乙	愛野町甲	千々石町甲
面積	61,228 m <sup>2</sup>	36,783 m <sup>2</sup>	44,558 m <sup>2</sup>
利用済み	31,314 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
利用可能	29,914 m <sup>2</sup>	36,783 m <sup>2</sup>	44,558 m <sup>2</sup>
利用可能地の 分譲価格	未造成	未造成	未造成
交通アクセス	国道251号隣接	雲仙グリーンロード <sup>※</sup> 近接	国道57号近接
課題・問題点	用地取得 付近に保育園 取水量未調査	傾斜地多い 進入道路が狭い 取水量未調査	用地取得 一部農振地域あり 取水量未調査
立地企業	(株)エースフーズ <sup>※</sup> (株)サンチュウ ほか	なし	なし
備考	H29.7 農村産業法（改正農工法）施行により、再検討の可能性あり。	市有地（山林） 吾妻町との町境	H29.7 農村産業法（改正農工法）施行により、再検討の可能性あり。

## ウ 埋立地の活用検討

下記の本市の埋立地であるが、臨海または海近くの河川に接する地域である。全国的には内陸型の企業立地が主流となっているが、当該埋立地の地域においては巨大な津波が想定されておらず、また、先述の既存候補地とは違い、すでに事実上の更地の状態（未埋立地除く）であることもあり、他の利活用方法との調整も必要ではあるが、利活用方法の一つとして企業立地用地としての活用を別途、検討していくものとする。

名称	多比良港埋立地	町下地区埋立地	牛口地区埋立地
所在地	国見町土黒甲	吾妻町平江名	吾妻町牛口名
面積	290,000 m <sup>2</sup>	34,300 m <sup>2</sup>	27,800 m <sup>2</sup>
埋立済み	140,000 m <sup>2</sup>	34,300 m <sup>2</sup>	27,800 m <sup>2</sup>
交通アクセス	国道251号隣接 多比良港隣	国道251号近接 干拓堤防道路隣接	国道251号近接
課題・問題点	県有地 港湾整備中（県）	埋立申請時の使用用途指定あり ・多目的広場 ・直売所	埋立申請時の使用用途指定あり ・多目的広場 ・レクリエーション施設
備考			

# 雲仙市企業立地候補地



多比良港埋立地



町下地区埋立地



瑞穂農工法指定地域



吾妻工業団地



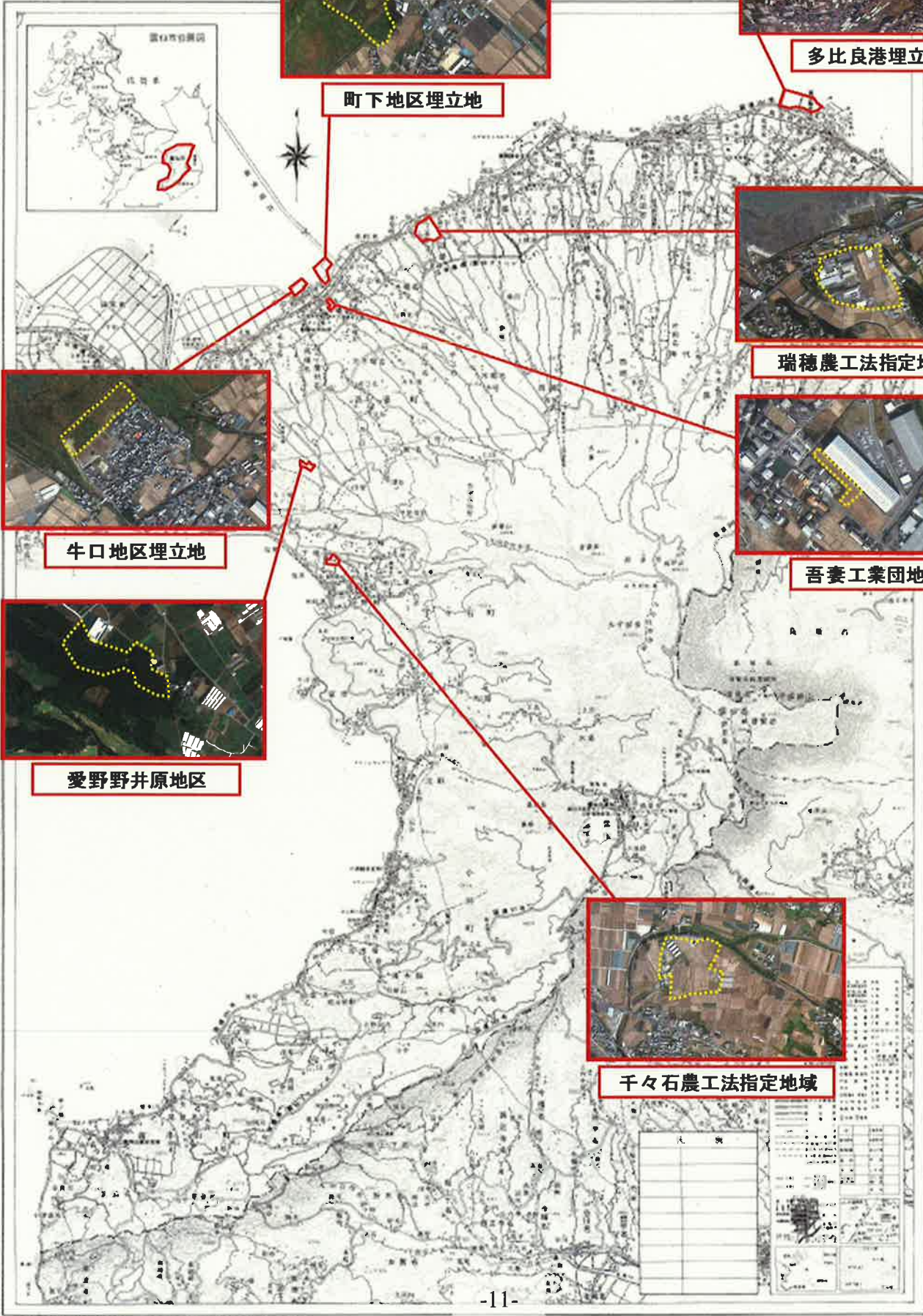
牛口地区埋立地



愛野野井原地区



千々石農工法指定地域



年二月

雲仙市役所

### (3) 今後の取り組み

#### ① 企業立地

##### ア 誘致活動の強化

積極的な誘致活動を図るため、重点産業を主とした、定期的な担当者の企業訪問に加え、機会を捉えて市長のトップセールスを行い、企業へのアピールを高める。

また、企業誘致に関する情報について、全庁的に収集する体制を整備するなど、効果的な誘致活動に努める。

##### イ 関係機関との連携

長崎県、長崎県産業振興財団などの関係機関との連携を図り、支援制度の活用、情報収集に努める。

##### ウ 遊休地及び遊休施設の調査

遊休地及び遊休施設の調査を行い、立地企業のニーズに対応できる物件の把握に努める。

##### エ 奨励制度適用企業へのフォローアップ

奨励制度適用企業の設備更新、事業拡大、雇用などの動向を把握するとともに、要望事項に対する適切な対応により、企業の育成・流出防止に努める。

##### オ 研究機関の利用促進

市内企業の育成・高度化を推進するため、長崎県工業技術センター、長崎県農林技術開発センターなど研究機関の活用を促進する。

##### カ 人材の確保

市内の高等学校を始め、県内の教育機関との情報交換などの連携を図り、市内の産業を支える人材の確保に努める。

##### キ 住居の確保

市内における雇用の場、人材の確保と平行して、労働者の生活の場となる住居の確保について検討を進め、定住人口の増加に努める。

##### ク 庁内の連携

企業立地に際して必要な各種法令手続きなどについて、商工労政課を窓口として、所管課と連携し、ワンストップサービスに努める。

#### ② 関連する取り組み

##### ア 通勤圏内における雇用確保対策

市内への企業立地による雇用の場の創出に加えて、市内から通勤圏内（長崎市、諫早市、大村市、島原市、南島原市、熊本県長洲町など）における雇用確保のため、同圏内で操業している企業への求人依頼やこれに係る促進策の検討などを行ない、新規学卒者を始めとした雇用の場の確保に努める。

##### イ 障害者の職業能力開発と雇用の促進

職業能力開発訓練を行う法人等と連携を図り、障害者の職業能力の開発を促進するとともに、市内事業所に対して、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の遵守を推進する。



#### (4) 企業立地に対する優遇制度

工場等の新設や増設に伴い、一定規模以上の投資を行い、かつ雇用の増大に寄与した事業者に対し、奨励金の交付や固定資産税の課税免除等を行い、企業立地の推進を図る。

##### ① 奨励金

奨励金の種類	対象業種	要件		奨励金の計算	限度額・支給方法
工場等施設整備奨励金	製造業、旅館業 道路貨物運送業 卸売業、倉庫業、	投下固定資産総額 1億円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 10人以上(市内が20%又は10人以上)		投下固定資産総額 × 支給率 ※支給率:新規雇用者 数に応じ 5~10%	2億円 ・ 操業1年後 1年目 50% 2年目 25% 3年目 25%
	自然科学研究所 情報処理サービス業 ソフトウェア業 製造業のうち 食品関連産業	投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 5人以上(市内が20%又は10人以上)			
雇用奨励金	製造業、旅館業、梱包業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業、自然科学研究所、情報処理サービス業、ソフトウェア業	投下固定資産総額 1億円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 10人以上(市内が20%又は10人以上)		市内在住の新規雇用者 1人あたり30万円 (正職員以外 1/2 換算)	5,000万円  (1人1回のみ)
		新規常用雇用者 20人以上(市内が20%又は10人以上)		市内在住の新規雇用者 1人あたり20万円 (正職員以外 1/2 換算)	
地場産品加工奨励金	製造業のうち 食品関連産業	下記①~③を全て満たす者 ①投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代除く) ②新規常用雇用者 5人以上(市内が20%又は10人以上) ③市内流通業者及び市内生産者から購入した原材料費が年間100万円以上		左記③の原材料費の 20%	2,000万円  最長5年間 単年度上限 400万円
物流費奨励金	製造業のほか 市長が特に認めるもの	投下固定資産総額 1億円以上(土地代除く) かつ 新規常用雇用者 10人以上 (市内が20%又は10人以上)	自社輸送の場合 有料道路通行料及び島原半島発着の航送運賃が年間100万円以上	自社輸送の場合 通行料及び 航送運賃の50%	600万円 (年200万) ・ 3年間
	製造業のうち 食品関連産業	投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代除く) かつ 新規雇用者 5人以上 (市内が20%又は10人以上)	社外輸送の場合 市内運送会社及び市内営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費が年間500万円以上	社外輸送の場合 運送業者に支払った輸送費の10%	
工場等立地奨励金	半島振興法により不均一課税が適用される企業	①投下固定資産総額 500万円以上(資本金1,000万円以下の場合) 1,000万円(資本金1,000万円超~5,000万円以下の場合) 2,000万円(資本金5,000万円超の場合) かつ ②新設の場合 新規常用雇用者 10人以上 増設の場合 新規常用雇用者 5人以上		不均一課税で課せられた固定資産税相当額	上限なし ・ 3年間

平成30年4月1日現在

## ② 固定資産税の課税免除・不均一課税

法律名	対象業種	要件	補助金額等	適用期間
地域未来投資促進法 (旧企業立地促進法)	全ての業種	投下固定資産総額 1億円以上 (農林水産関連業種については、5,000万円以上) ※ 企業が作成する「地域経済牽引事業計画」を知事が承認し、さらに知事の承認後に主務大臣が「地域経済牽引事業計画」の先進性を確認する必要あり。	固定資産税の課税免除	無 (3年間)
過疎地域自立促進特別措置法	製造業 情報通信技術利用業 旅館業 (千々石・小浜・南串山地区のみ)	①投下固定資産総額 2,700万円以上 かつ ②新設の場合 新規常用雇用者数 10人以上 増設の場合 新規常用雇用者数 5人以上	固定資産税の課税免除	
半島振興法	製造業、旅館業	① 投下固定資産総額 500万円以上(資本金1,000万円以下の場合) 1,000万円以上(資本金1,000万円超 ~ 5,000万円以下の場合) 2,000万円以上(資本金5,000万円超の場合) かつ ② 新設の場合 新規雇用者 10人以上 増設の場合 新規雇用者 5人以上	固定資産税の不均一課税	

平成30年4月1日現在

## 3 実施期間と目標

(1) 実施期間 平成30年度から平成34年度

(2) 目標

- ①企業立地件数 5件 (奨励措置の適用件数) 【期間中】
- ②新規雇用者数 100人 (5件×20人) 【 " 】
- ③製造品出荷額増加額 30億円 (5件×6億円) 【期間終了後】